

就学援助

就学援助制度とは、経済的な理由により就学の困難な児童生徒に対して、学用品費、給食費などの援助を行なうことで義務教育の円滑な実施を目的とするものである。

経済的な理由により就学困難なものを対象としているため、必要な時期に必要なものが速やかに支給されなければならない。

援助費の交付を受けた者は速やかに処理を行い、絶対に目的外に使用してはならない。

学級担任は、常に家庭状況を把握しておき、申請が必要と感じた時などは、すぐに学校長、担当者に連絡すること。

根拠となる法令等

日本国憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本国憲法第26条（教育を受ける権利、教育の義務）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法第4条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(就学の援助)

学校教育法第 19 条

経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

『四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱』

(目的)

第 1 条

この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定に基づき、経済的理由によつて義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、四万十町が就学に必要な経費（以下「援助費」という）を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

『四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程』

『四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱』

(趣旨)

第 1 条

この要綱は、四万十町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もつて特別支援教育の振興に資するため就学奨励費（以下「奨励費」という）の支給を行うことを目的とする。

援助の種類（重複支給はされない）

要保護

○須崎福祉保健所より、生活保護世帯に認定されている家庭の児童・生徒で四万十町教育委員会が認定したもの。

準要保護

○下記の理由により、要保護世帯に準ずると認められる家庭の児童・生徒で四万十町教育委員会が認定したもの。

1. 生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者
2. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の以下の措置を受けた者
 - (1) 同法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - (2) 同法第 323 条に基づく町民税の減免
 - (3) 同法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - (4) 同法第 367 条に基づく固定資産税の減免
3. 国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく国民年金の保険料を減免された者

4. 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収を猶予された者
5. 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
6. 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた者
7. 経済的な理由により援助が必要と認められる者
8. その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が承認した者

備考

- 1 上記7の経済的な理由による認定は以下のとおりとする。
世帯全員の所得合計額を需要額で除して、所得が需要額の1.2倍以下とする。
所得は、当該年度若しくは前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった前年の所得とする。また需要額は、特別支援教育就学奨励費で測定される方法を準用する。
- 2 上記8の認定において教育委員会は、当該学校長及び民生委員の意見を聞くこととする。

※ 需要額：生活保護基準で算定される生活費の額
認定基準：世帯全員の所得÷需要額＝1.3以下

(抜粋) 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(平成18年11月13日教育長告示第3号)

(支給資格)

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

特別支援学級就学奨励

- 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助されるもので四万十町教育委員会が認定した児童、生徒。（所得限度あり）

※ 準要保護認定かつ特別支援学級に在籍する児童生徒の家庭は、準要保護認定及び特別支援学級就学奨励に認定される。支給は準要保護費のみの支給となるが、認定はされるため、特別支援就学奨励に係る書類の提出も必要である。

(抜粋) 四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（平成18年11月13日教育長告示第4号）

(支給資格)

第2条 奨励費は、四万十町に住所を有し、四万十町立小学校若しくは中学校の特別支援学級に在学している児童・生徒の保護者に支給する。

援助の種類および範囲

※→福祉支給 ○→教委支給

費 目	支 給 対 象 者				基 準	援 助 内 容
	要	準	特			
学 用 品 費		○	○	小・中全学年	児童・生徒の所持にかかわる物品で通常、学校における各教科および特別活動の学習に直接必要とする物品	鉛筆、消しゴム、ノート、定規、そろばん、副読本、練習帳、体育用靴、トレーニングシャツ、トレーニングパンツ等（実験・実習材料も可）
準 教 科 書 費	※			小・中全学年	児童・生徒が授業で使用するために申請し、認定された教材	副読本的図書、ワークブック（ドリル）、和洋辞書等
通 学 用 品 費		○	○	小・中新1学年を除く全学年	児童・生徒が、通学のため通常必要とするもの	カバン、上履き、通学用ズック靴、雨がさ、制帽等
○準、特新入学児童・生徒学用品費 ○要入学準備金（※1）	※	○	○	小・中新1学年	小学校または中学校へ入学するに当たって通常必要とするもの	ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等
修 学 旅 行 費	○	○	○	小 6 学 年 中 2 学 年	修学旅行に直接必要な経費（小学校または中学校でそれぞれ1回に限る）	交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料等
学 校 給 食 費	※	○	○	小・中全学年	学校給食費	給食代
医 療 費	○			小・中全学年	学校保健法に定める次の疾病（学校病）の医療費 ・トラコーマおよび結膜炎 ・白癬・疥癬および膿疱疹・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎およびアデノイド ・う歯・寄生虫病	診療、処置、手数料等

※備考

須崎福祉保健所より支給される費目は、要保護児童・生徒の教育扶助費として支給される。
町教育委員会より支給される費目は、準要保護児童・生徒の就学援助費として支給される。

（※1）要保護：入学準備金についての支給の流れ

各家庭から地区担当者へ「〇〇を買いたい」等事前に連絡 ⇒ 承認 ⇒ 領収書等証明できるものを提出 ⇒ 支給

援助費項目別限度額一覧表

○ 現物支給

● 現金支給（口座振替）

四万十町教育委員会

区 分	学校種別	要 保 護	給 付		準 要 保 護			給付	特 別 支 援		給付
			福祉	教委				教委			教委
学 校 給 食 費	小 中 学 校	教育扶助費として、須崎福祉保健所が全額支給	○		実費の 50%			○	準要保護の 50%支給		●
医 療 費	小 中 学 校	学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病の治療費の全額給付		○							
修 学 旅 行 費	小 中 学 校	小、中 100%支給		●	小、中 実費の 80%支給			●	準要保護の 50%支給		●
○準、特 学 用 品 費 ○要 準 教 科 書 費	小 学 校	証明書で、須崎福祉保健所に届けた金額を支給	○		11,420	5,710	前期分 5 月	●	準要保護の 50%支給	年 1 回	●
	5,710					後期分 10 月					
	中 学 校				22,320	11,160	前期分 5 月		準要保護の 50%支給	年 1 回	
						11,160	後期分 10 月				
通 学 用 品 費	小 中 学 校 (第 1 学年を除く)				2,230	1,115	前期分 5 月	●	準要保護の 50%支給		●
						1,115	後期分 10 月				
○準、特 新入学児童生徒学 用 品 費 ○要 入学準備金	小 学 校	40,600 円まで	○		40,600		前期分 5 月	●	準要保護の 50%支給	年 1 回	●
	中 学 校	47,400 円まで	○		47,400		前期分 5 月		準要保護の 50%支給	年 1 回	

※ 備考

- 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。
- 年度途中で認定された場合、学用品及び通学用品費は、認定された月を基準に月割りで随時支給する。ただし既に実施完了している場合は支給しない。
- 年度途中に特別支援学級へ編入した場合は、編入した月を基準に月割りで支給する。ただし既に実施完了している場合は支給しない。
- 円未満の端数は、切り上げる。
- 準要保護世帯であり、かつ特別支援学級就学奨励に認定されている世帯は、準要保護費のみ支給される。

（同奨励費については『平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日 教育委員会規程 5 号 四万十町特別支援教育就学奨励費支給要綱に係る取扱規程』を参照）

要保護・準要保護 (申請・認定・支給の流れ)

			地教委	学 校	保護者
1月	①	新小1年生(地教委より郵送、希望者は小学校へ返信)			
		就学援助制度のお知らせ(新入学生用)	1部		
		就学援助認定申請書の提出について	1部	○	○
		就学援助認定申請書(世帯票)	1部		
1月	②	就学援助認定申請書(世帯票)記入例	1部		
		新中1年生(在籍の小学校より配布、希望者は小学校へ返信)			
		就学援助制度のお知らせ(新中学1年生用)	1部	○	○
1月	③	申請書類一式を新中1年生の希望者に配布する			
		就学援助認定申請書の提出について	1部	○	○
		就学援助認定申請書(世帯票)	1部		
		就学援助認定申請書(世帯票)記入例	1部		
1月	④	在校生(全家庭に配布、希望者は学校へ返信)			
		就学援助制度のお知らせ(在校生用)	1部	○	○
2月	⑤	申請書類一式を在校生の希望者に配布する			
		就学援助認定申請書の提出について	1部	○	○
		就学援助認定申請書(世帯票)	1部		
		就学援助認定申請書(世帯票)記入例	1部		
2月	⑥	保護者は「就学援助認定申請書(世帯票)」に記入し学校へ提出 (学校への提出期限…新小・中1年生:2月上旬 在校生:2月中～下旬)		○	○
		新小1年生・新中1年生 小学校から四万十町教育委員会へ申請書類一式を提出			
		就学援助認定申請書(世帯票)	1部	○	○
2月	⑦	就学援助申請一覧及び認定資料	1部		
		在校生 申請書類一式を四万十町教育委員会へ提出			
		就学援助認定申請書(世帯票)	1部	○	○
2月	⑧	就学援助申請一覧及び認定資料	1部		
3月	⑨	四万十町教育委員会は申請を審査し決定する	○		
			○		
		四万十町教育委員会は認定通知を送付(新小1年生・新中1年生) ※新小1年生・新中1年生は新入学用品費を3月下旬に支給するため先に審査し決定する 認定 → 認定通知書(別紙「援助の内容」を同封) 否認定 → 却下通知書(後日家庭より希望があれば再申請も可能) (新小1年生は郵送、新中1年生は小学校から保護者へ配付)	○	○	○
		新小1年生・新中1年生へ新入学用品費振込(下旬)	○	○	○
4月	⑩	四万十町教育委員会は各学校へ認定通知(在校生)	○	○	
		学校は教育委員会より届く「通知書」を保護者へ配付(3月支給以外の家庭)			
		認定 → 認定通知書(別紙「援助の内容」を同封) 否認定 → 却下通知書 (後日家庭より希望があれば再申請も可能)		○	○
5月	⑪	四万十町教育委員会は各学校へ振込予定日の通知(前期)	○	○	
		3月申請に間に合わなかった新入学用品費がある場合は、前期振込となる			
		学校は教育委員会より届く「支払通知書」を保護者へ配付	○	○	○
10月	⑫	四万十町教育委員会は各学校へ振込予定日の通知(後期)	○	○	
		学校は教育委員会より届く「支払通知書」を保護者へ配付	○	○	○

(注) 年度途中についてはそのつど申請する
(注) 就学援助費の申請は1年単位のため、要保護についても毎年申請する

申請・認定事務の流れ

時期	就 学 援 助		時期	特別支援学級就学奨励費
	新小1年生・新中1年生	在校生		
11月頃	希望調査1(新小1年対象) 【地教委 → 保護者】 就学援助認定申請書の提出について <u>就学援助制度のお知らせ(新入児用1部)を就学前検査時等に教育委員会が保護者に配布し、説明する</u>			* 教育委員会が決定し、通知が来る ↓ 次ページ申請手続きの項へ
1月下旬	① 新入学児童の家庭には、委員会が入学通知書と一緒に申請書類一式(就学援助制度のお知らせ、就学援助認定申請書の提出について、就学援助認定申請書、記入例 各1部)を郵送で配布	希望調査2 ④ 【地教委 → 学校 → 保護者 → 学校】 <u>就学援助制度のお知らせ(在学生用1部)を全家庭に配布、希望者は返信を学校に提出</u> 希望者は申請書を、小学校に提出 *注1. 前年度認定者で希望しない場合は、必ず保護者に確認をとる		
2月上旬	申請手続き1 ③⑥ 【学校 → 保護者 → 学校】 申請書類一式(就学援助制度について、就学援助認定申請書、記入例 各1部)を希望する保護者に配布 <u>申請書類(就学援助認定申請書 1部)を保護者は記入作成し学校へ提出</u> *注2. 新小1年の分についても学校で回収 *注3. 新中1年の分も、在学中の小学校で配布・回収 申請手続き2 ⑦ 【学校 → 地教委】 <u>就学援助一覧及び認定資料(2部作成 1部提出 1部控)を学校で作成</u> 申請書類(1部)と資料(1部)を地教委に提出 *注4. 新中1年の資料(1部作成)と申請書(1部)はまとめて小学校から地教委へ提出 新中1年の申請書が締め切りまでに間に合わなかった場合は、通常の申請の流れと同様に中学校へ回すこと	申請手続き1 ⑤⑥【学校 → 保護者 → 学校】 申請書類一式(就学援助制度について、就学援助認定申請書、記入例 各1部)を希望する保護者に配布 <u>申請書類(就学援助認定申請書 1部)を保護者は記入作成し学校へ提出</u> 申請手続き2 ⑧ 【学校 → 地教委】 <u>就学援助一覧及び認定資料(2部作成 1部提出 1部控)を学校で作成</u> 申請書類(1部)と資料(1部)を地教委に提出 * 丸数字は5-5-6を参照しています。		

申請・認定事務の流れ

時期	就 学 援 助		時期	特別支援学級就学奨励費
	新小1年生・新中1年生	在校生		
3月	認定 ⑨【地教委】 申請書を元に審査し、決定する 認定通知 ⑩【地教委 → 学校】 ア)要保護及び準要保護に該当する児童生徒の認定について(1部) 就学援助管理 児童生徒一覧 イ)就学援助認定申請書(世帯票)(1部) ※アイの2部により教育委員会は学校長に認定通知する 【学校 → 保護者】 認定時:認定通知書に「援助の内容」を同封 否認定時:却下通知書 (窓付き封筒で送付・学校控えの必要なし) *注5. 却下家庭で、再度認定申請を行いたい場合は、申請書類(1部)に校長印及び民生委員の印を押印し、学校長及び民生委員の意見を付した理由書を添えて再申請できる。(年度途中でも、該当があれば同様) 3月下旬に新小1年生・新中1年生の新入学用品費を支給 【地教委 → 学校】 就学援助費の配分について(通知) 就学援助管理 支払明細 ⑪【学校 → 保護者】 支払通知書(地教委より学校へ届く 学校控え必要なし)	認定 ⑨【地教委】 申請書を元に審査し、決定する	9月	申請手続き 【地教委 → 学校】 特別支援教育就学奨励費収入・需要額調書の提出について 【学校 → 保護者】 特別支援教育就学奨励費収入・需要額調書の提出について 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書 口座振込依頼書(準要保護世帯は必要なし)
4月	3月認定に間に合わなかった新小1年・新中1年生は、在校生と一緒に審査・認定されるので、手続きは在校生と同様に行う	認定通知 ⑫【地教委 → 学校】 ア)要保護及び準要保護に該当する児童生徒の認定について(1部) 就学援助管理 児童生徒一覧 イ)就学援助認定申請書(世帯票)(1部) ⑬【学校 → 保護者】 認定時:認定通知書に「援助の内容」を同封 否認定時:却下通知書 (窓付き封筒で送付・学校控えの必要なし) *注5. 却下家庭で、再度認定申請を行いたい場合は、申請書類(1部)に校長印及び民生委員の印を押印し、学校長及び民生委員の意見を付した理由書を添えて再申請できる。(年度途中でも、該当があれば同様)		
5月・10月	新入学用品費以外は在校生と同様の取扱いとなる	振込通知 ⑭⑮【地教委 → 学校】 就学援助費の配分について(通知) 就学援助管理 支払明細 ⑯⑰【学校 → 保護者】 支払通知書(地教委より学校へ届く 学校控え必要なし)	12月	認定・振込通知 【地教委 → 学校】 特別支援教育就学奨励の認定について(通知) 特別支援教育就学奨励費の配分について(通知) 【学校 → 保護者】 認定時:認定通知書 否認定時:却下通知書 ※給食費のみ3月
*注6. 生活保護家庭の開始廃止については、須崎福祉保健所→地教委→学校長に通知がある ★ 新しく生活保護家庭に認定開始された場合、準要保護家庭が生活保護家庭に認定開始された場合、生活保護家庭の認定が廃止された場合のいずれにおいても引き続き就学援助を希望するのであれば、再度、一連の手続きが必要となる *注7. 要保護・準要保護・特別支援学級就学奨励の重複認定はされない ただし、準要保護かつ特別支援学級就学奨励に該当する世帯は、準要保護認定かつ特別支援学級教育就学奨励に該当として認定。支給額は準要保護費となる。 (同奨励費については『平成18年11月13日 教育委員会規程5号 四万十町特別支援教育就学奨励費支給要綱に係る取扱規程』を参照) *注8. 転出入等による年度途中の申請・変更についても、一連の手続きに準ずる				

学用品費及び通学用品費支給の流れ

時期	準 要 保 護	時期	要 保 護	時期	特別支援教育就学奨励
5月	①【地教委 → 学校】 「就学援助管理 支払明細」にて 前期学用品費、通学用品費振込予定日の連絡 ②【学校 → 保護者】 保護者へ「支払通知書」発送 (地教委より学校へ届く 学校控え必要なし) ③【会計管理室 → 保護者】 学用品費、通学用品費を振込 ※通学用品費は2学年以上にのみ支給		※要保護は学用品費ではなく、準教科書費 として須崎福祉保健所から支給される ※通学用品費は就学援助費では支給対象では ない 5月 ①【須崎福祉保健所 → 学校】 準教科書の購入費調査 6月 ②【学校 → 須崎福祉保健所】 <u>証明書 2部作成 1部提出 1部控え</u> ※準教科書の購入費調査提出物として	12月	①【地教委 → 学校】 「就学援助管理 支払明細」にて 学用品費、通学用品費振込予定日の連絡 ②【学校 → 保護者】 「支払通知書」発送 地教委より学校へ届く 学校控え必要なし ③【会計管理室 → 保護者】 学用品費、通学用品費を振込 ※通学用品費は2学年以上にのみ支給 ※振込回数は年1回
10月	※後期学用品費、通学用品費の 振込について、取り扱いは前期と同じ	7月	③【須崎福祉保健所 → 保護者】 準教科書の購入費を口座へ振込		

5-5-9(2021-3-5)

新入学学用品費支給の流れ

時期	準 要 保 護	時期	要 保 護	時期	特別支援教育就学奨励
3月下旬	※前期学用品費の取り扱いと同じ 3月申請が間に合わない場合は、 在校生と同じ時期に申請し5月振込となる		入学準備金についての支給の流れ 各家庭から地区担当者へ「〇〇を買いたい」 等事前に連絡 ⇒ 承認 ⇒ 領収書等証明で きるものを提出 ⇒ 支給	12月	※学用品費の取り扱いと同じ

修学旅行費支給の流れ

時期	要保護・準要保護	時期	特別支援学級就学奨励
実施前	①【学校 → 地教委】 旅行費用見積書の写しを1部提出(地教委より提出依頼の連絡がある) ②【地教委 → 学校】 「就学援助管理 支払明細」にて振込予定日の連絡 ③【学校 → 保護者】 「支払通知書」を配布(様式11 地教委より学校へ届く 学校控え必要なし) ④【会計管理室 → 保護者】 保護者口座に修学旅行費振込(要保護→実費の100%、準要保護→実費の80%以内) ⑤【保護者 → 学校】 費用納入(一般児童と同じ扱い) ※援助費振込前に納入済の場合あり	実施前	①【保護者 → 学校】 費用納入(一般児童と同じ扱い)
実施後	⑥【学校 → 地教委】 旅行費用精算書の写しを1部提出(地教委より提出依頼の連絡がある)	実施後 (認定後12月頃)	②【学校 → 保護者】 「支払通知書」を配布 (地教委より学校へ届く 学校控え必要なし) ③【会計管理室 → 保護者】 保護者口座に修学旅行費振込(補助額は就学援助費の50%) 注:旅行費用精算書の写しを一部提出
10月頃 (実施時期により異なる)	旅行費用を精算し、過不足があった場合 ⑦【地教委 → 学校】 「就学援助管理 支払明細」にて振込予定日の連絡 ⑧【学校 → 保護者】 「支払通知書」を配布(地教委より学校へ届く 学校控え必要なし)		

医療費支給の流れ

要保護	準要保護・特別支援学級就学奨励
※健康診断後、学校病が見つければすみやかに <治療費> ①【学校 → 地教委】 <u>医療券交付申請書</u>(2部作成 1部提出 1部控) ②【地教委 → 学校 → 保護者】 <u>医療券(有効期限がある)1部</u> 交付、受診 ③【医療機関 → 地教委 → 医療機関】 医療費は現物支給	※四万十町は、就学以後から満15歳に達した最初の3月31日まで医療費助成制度があるため、準要保護・特別支援学級就学奨励の家庭については、就学援助費・就学奨励費での支給なし

給食費の流れ

時期	準 要 保 護	時期	要 保 護	時期	特別支援教育就学奨励
毎月	(1)【家庭 → 会計管理室】 登録された口座より引き落とし(毎月25日) (2)【給食センター → 地教委】 ①支出負担行為兼支出命令票(公金振替処理) 歳出(債権者:学校教育課長) 就学援助(給食費)個人別調書添付 ②調定票(給食費負担金で作成) 歳入(債務者:学校教育課長) ①・②を作成し地教委へ送付(毎月中旬頃に完了) (3)【地教委 → 会計管理室】 地教委にて決裁 振替にて支払い処理 ※家庭の口座より引き落とせなかった場合 【給食センター → 学校】 預金口座引落不能及び納付書払い未納通知書の送付 【学校 → 家庭】 未納通知と納付書を封入した封筒(給食センターより)の配付 家庭から納付書で振込	4月	(1)【学校 → 須崎福祉保健所】 <u>債権者登録(変更)申請書の提出(1部)</u> ※4月に1回(前年度登録済であれば不要) ※年度途中でも、該当があれば提出	毎月	(1)【家庭 → 会計管理室】 登録された口座より引き落とし(毎月25日) (2)【家庭 → 学校 → 地教委】 <u>特別支援教育就学奨励費収入需要額・調書を提出</u> (所得税確定後に地教委より文書が配布される)
		毎月	(1)【学校】 <u>学校給食個人別台帳へ実績(食数・金額)の記入</u> (2)【学校 → 地教委】 財務システムで調定書を作成し、納付書の発行・印刷を行う (3)【学校 → 須崎福祉保健所】 <u>学校給食実績報告(請求)書の提出(翌月5日まで)</u> (4)【須崎福祉保健所 → 学校】 須崎福祉保健所より登録口座へ振込(翌月末までに) (5)【学校 → 会計管理室】 口座より出金し、(2)で作成の納付書にて支払い (6)【学校】 納入通知書兼領収書を確認後、学校にて保管 ※教育扶助費として須崎福祉保健所から支給	3月	(3)【会計管理室 → 保護者】 保護者口座に給食費振込 ※補助額は、就学援助費の50% 就学援助の認定にも該当する場合は準要保護と同額

平成31年度 就学援助認定申請書（世帯票）

区分

記入例

続

※申請者は太線の枠内のみ記入し、年齢及び学年は平成31年4月2日現在で記載してください。

【誓約・同意事項】

1. 申請に伴い認定された場合の四万十町からの援助費については下記の口座へ振込みを依頼します。
2. 認定事項（住民基本台帳・税務・年金・児童扶養手当）については、関係機関の調査に同意します。
3. 必要により学校長又は学校教育課長を受取代理人とします。
4. 学校納付金を滞納した場合は、受領代理人口座（学校口座）へ振り込んでいただき、就学援助の対象項目の滞納等の清算をすることを承諾します。
5. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って返納します。

四万十町教育長 様

私は、上記について承諾し、次のとおり

平成31年 4 月 1 日

申請者(保護者)

住 所

四万十町

年度当初の申請日は、4月1日としてください

うえの1～5の誓約・同意事項について承諾いただいた
うえて、申請者の住所・氏名を記入、押印してください。

ふいかなを忘れずに

氏 名

しさんと

たろう

四万十

太郎

印

平成31年1月1日

在 の 住 所

同 上

連絡先

電話（自 宅）

〇〇

—

〇〇〇〇

（勤務先）

××

—

××××

該当児童・生徒は〇印

申請者から見た続柄を記入

平成31年4月2日現在の年齢を記入

〇印

四万十 太郎

本人

明・大・平

〇年 〇月 〇日

40

学校 年

自営業

四万十 華子

妻

明・大・平

〇年 〇月 〇日

35

学校 年

無職

四万十 優子

長女

明・昭

〇年 4月 5日

13

四万十中

学校2年

中学生

四万十 英子

二女

明・昭

〇年 4月 2日

13

四万十中

学校1年

中学生

四万十 一朗

長男

明・昭

〇年 9月 7日

10

四万十小

学校5年

小学生

該当児童・生徒に
全て〇をする。4月以降の新しい
学年を記入無職の場合は、
「無職」と記入。

該当するいずれかに必ず〇をつけてください。

1～7以外に該当する理由を詳しくお書きください。

請
理
由

- 1 生活保護法による保護の受給・停止・廃止
- 2 市町村民税の非課税または減免
個人事業税・固定資産税の減免
- 3 国民年金保険料の免除
- 4 国民健康保険税の減免または徴収猶予
- 5 児童扶養手当の支給（児童手当とは異なります）
- 6 生活福祉資金貸付制度による貸付
- 7 経済的な理由により援助を要する状況
（世帯の需要額が保護世帯基準の1.3以内）

当てはまる申請理由欄のいづれ
かに、必ず〇をしてください。

金融機関名

支 店 名

預金種別

口 座 番 号

口座名義人（必ず申請者であること）

〇〇銀行

〇〇

支店
本所
支所

普 通

0

1

2

3

4

5

6

フリガナ シマント タロウ
四万十 太郎

(教育委員会)

上記の者を

郵便局の口座も振込可能です。

として（認定します）

振込口座は申請者本人の口座

申請理由の1から7以外で、就学援助を必要とする

就学援助を必要と（認めます）

認めませ

年 月 日

学校長 印

上記の者を 要保護・準要保護 児童生徒として

※記入を間違えた場合

記入を間違えた場合は、修正液ではなく1ヶ所に
つき1つの二重線および訂正印で訂正をしてく
ださい。

(例) 四万十 太郎

平成31年度 就学援助申請一覧及び認定資料

学校名 四万十町立●●●学校

番号	地区名	保護者名	児 童 生 徒 氏 名									世帯人数				前年度認定	本年度認定	備 考
			小 学 校						中 学 校			小学生	中学生	その他	計			
			1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年							
1	琴平町	宇津井 鮎 太郎									花子	1	1	1	3	要		
2	川口	四万十 河童 海洋								大正		1	1	2	4	準		
3															0			
4															0			
5															0			
6															0			
7															0			
8															0			
9															0			
10															0			
11															0			
12															0			
13															0			
14															0			
15															0			

50音順で記載する。

証 明 書

下記教材は、平成△■年度において教科書に準ずる正規の教材として指定し、
全児童が使用するものであることを証明します。

平成 △■ 年 ○ 月 × 日

須崎福祉保健所長様

校名及び学校長名 **四万十町立○×学校 海洋堂 河童** 

学 年	2 年		3 年		年		備 考
性 別	女		男				
種 別	品 名	金 額	品 名	金 額	品 名	金 額	
副読本的図書							
ワークブック・ドリル	技術ノート	390円	公民ワーク	590円			
	英語ドリル	480円	道徳ノート	420円			
	歴史ワーク	520円	国語ドリル	390円			
	算数完全学習	600円					
和 辞 洋 典	国語辞典	800円					
計		2790円		1400円			

令和 △年度 学校給食個人別台帳

住 所		高岡郡四万十町○×123										世帯主名		四万十 太郎										児童生徒名		四万十 花子										学年		○ 年	
日 月	給 食 実 施 日																															合計 日数	単 価	金 額	受領 月日	確認 印	備 考		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
4月									○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○						15	258	3,870	5/15	事務 事務 事務		
5月	○	○					○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	20	258	5,160	6/13				
6月	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				21	258	5,418					
7月																																							
8月																																							
9月																																							
10月																																							
11月																																							
12月																																							
1月																																							
2月																																							
3月																																							

給食実施日は、学年で異なる場合や個人で異なる場合があるので、注意する。

受領月日欄は、給食実施月の翌月に、須崎福祉保健所から指定口座へ給食費が振り込まれた月日を記入する。

食数と金額について、毎月給食センターへ確認後に実績を記入し、該当児童生徒ごとに作成する。
 原本は学校保管、写しを1部、学校給食実施報告(請求)書とともに翌月5日まで(必着)に須崎福祉保健所に郵送で提出する。

注) 1 給食を実施した日は、日付欄に○印を記入してください。
 2 給食事務担当者は、当該月の終了後所要事項を確認し、確認印欄に押印してください。

債権者登録（変更）申請書

データ区分		処理区分	債権者コード										債権者名										処理区分		枚中 枚				
4 0 1																							1 新規登録 2 変更 9 削除		点検者 記入者				
C #		会社区分コード		住所コード		*債権者名変更の場合は 変更前の債権者名を記入																							
0 1																													
		郵便番号				住 所（都道府県から記入してください。）																							
		7 8 0 - 0 0 0 0				高知県高岡郡四万十町香月が丘																							
						番 地（住所コードに対応しない地名、番地等）																							
		1 0 0 - 1 0																											
						方 書（ビル名、アパート名等を記入してください。）																							
C #		氏 名 1（カナ）																											
0 2		コウハ ンショウガ ッコウチョウ コウチ タロウ																											
		氏 名 2（カナ）																											
		氏 名 1（漢字）																											
		高 幡 小 学 校 長 高 知 太 郎																											
		氏 名 2（漢字）																											
		電 話 番 号																											
		0 8 8 - 8 0 0 - 1 1 1 1																											
C #		支払方法		2 口座振替		2、9のいずれか一つを 選んで記入してください。																							
0 3		2		9 その他（ ）																									
		金融機関コード				金融機関名										店 舗 名													
						四 国 銀 行										須 崎 支 店													
		預金種別		1 普通預金		1、2、9のいずれか一つを 選んで記入してください。																							
		1		2 当座預金																									
				9 その他（ ）																									
		口座番号				口座名義人（カナ）																							
		1 2 3 4 5 6 7				コウハ ンショウガ ッコウチョウ コウチ タロウ																							
		金融機関（別口）				公共工事の前金払の預託金融機関名										店 舗 名						預 金 種 別							
																						普 通 預 金							
		口座番号（別口）				口座名義人（別口）（カナ）																							
		関連債権者コード																											

※法人の場合※
氏名及び口座名義人の（カナ）欄は、
下のカナ略称を記入
してください。

株式会社…カ
有限会社…ユ
合名会社…メ
合資会社…シ
学校法人…ガク
財団法人…ザイ
社団法人…シャ
宗教法人…シュウ
医療法人…イ
社会福祉法人…フク
相互会社…ソ

※口座名義人欄は、通帳の表紙
に記載された名義とおり
に記入して下さい。

上 記 の と お り 申 請 し ま す。

高知県知事 様 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 高知県高岡郡四万十町香月が丘100-10

氏名 高幡小学校長 高知 太郎 学校長印

※太枠内をご記入ください。

前年12月31日の住所が
現住所と異なる場合に記入

(整理番号) No.

①保護者氏名 窪川 太郎 (印)		②住所 四万十町 ○○ 123-4 ()		④学校名、学年 (特別支援学級名) 四万十町立○○小学校 4年 あおぞら		※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学 校 長 認 印 高岡 四郎 (印)	
⑤本人自署であれば、押印はなくて構わない。⑤、⑦の欄も同じ		調査することと同意します。 令和3年10月 ○ 日 保護者氏名 窪川 太郎 (印)							
世帯の収入状況		世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)		学 級 名 も 記 入 す る		学 校 長 印 を 押 印 す る			
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	職業・在学学校名・学年 (特別支援学級在籍の有無)	教 育 通 費	学 校 給 食 基 準 第 1 時 扶 助 第 2 類	※	
所得	総所得金額☆	窪川 花子	H ○年 ○月 ○日 (○ 才)	本人 (児童・生徒)	四万十町立○○小学校3年 有			f (基準額)	※
	所得控除額	窪川 太郎	S ○年 ○月 ○日 (○ 才)	父	自営業				※
		窪川 鮎子	S ○年 ○月 ○日 (○ 才)	母	会社員				※
の	計	窪川 夢子	H ○年 ○月 ○日 (○ 才)	妹	四万十町立○○小学校1年 無			h 住宅扶助基準	※
所	社会保険料	窪川 次郎	H ○年 ○月 ○日 (○ 才)	弟	○○保育園年中				※
得	生命保険料		年 月 ()			円	円	円	i 需 要 額 ※ (a～hの合計)
控	地震保険料								※
除	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ								※
	計		(才)						
所得額 (A - B)	C	※	年 月 日 (才)						収 入 額 ※ 需 要 額
所得月額 (C × 1/12)	D	※	年 月 日 (才)						F = i
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	※	年 月 日 (才)						
収入額 (D - E)	F	※	合 計						
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)			⑦就学奨励費 受給辞退者の 記 名 押 印	就学奨励費の受給を辞退します。 保護者氏 名 (印)	特 記 事 項 □ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)		支弁区分 □Ⅰ段階 (令第2条第1号該当) □Ⅱ段階 (" 第2号該当) □Ⅲ段階 (" 第3号該当)	

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせる。